

25年10月 最低賃金改定について（案）

■ IMGU の最低賃金改定の取扱い

毎年度の春の交渉議案書では、最低賃金に関して「年度中に公的最低賃金が改定された場合は、改めて IMGU 本部基準を確認します。算定の結果、IMGU 本部基準の改定が必要と判断した地域については、公的最低賃金の改定発効される年月日以前に改定基準以上を適用させることとします。」としています。

最低賃金引上げ対応については、本部執行委員会にてグループ各社の対象地域の水準変更と合わせて一括提案の上、支部・分会内では「報告事項」として取り扱う場合と、「制度改定」となるため本支部それぞれの機関会議にて「審議決定事項」として取り扱う場合があります。時給制と月給制ごとの対応は以下の通りです。

1) 時給制の対応

① 報告

賃金構成が本給または基本給以外に「地域別職種給」または「調整給」が規定されており、以下の前提でいずれかで対応する場合。

＜前提＞「地域別職種給」「調整給」それぞれが期中において必要に応じて水準変更可能な仕組みであり、労働協約等においても水準が規定されていないこと

② 審議

賃金構成上、基準内賃金が本給または基本給の一つのみの場合、水準変更自体が「賃金表の書き換え」となる場合

2) 月給制の対応

月給制の場合は、時給制のように調整可能な賃金構成要素は持たないため、本給ランク上で対応します。

① 報告

対象者の本給を、本給ランク上で調整（対象者の本給ランク引上げ）の場合。

② 審議

最低賃金以上まで本給ランクを切り上げる場合（本給制度の改定扱いとなるため）。

今回は、「審議事項」を中心に「報告」扱いの内容は、「参考」として記載します。

レオテックス直轄分会

審議事項 1) エルダースタッフⅡ（時給制） 2) エルダースタッフⅡ（月給制）

報告事項 1) フェロー社員 2) エルダーフELLOW社員 3) メイト社員

審議決定事項

レオテックスにおける「賃金表自体の書き換え（制度改定）」として審議決定扱いとなる内容は、以下の通りです。

1) エルダースタッフⅡ（時給制）

【現行】

	東京勤務者	東京以外勤務者
エルダースタッフⅡ時給制	1,195 円	1,040 円



【10月1日～改定】

	東京勤務者	東京以外勤務者
エルダースタッフⅡ時給制	1,230 円	1,075 円
	+35 円	+35 円

2) エルダースタッフⅡ（月給制）

【現行】

	東京勤務者	東京以外勤務者
エルダースタッフⅡ	185,500 円	173,500 円
	時給換算 1,202 円	1,124 円



【10月1日～改定】

	東京勤務者	東京以外勤務者
エルダースタッフⅡ	190,000 円	173,500 円
	時給換算 1,231 円	1,124 円

※時給換算

年間本給を、年間労働時間で割り戻します。

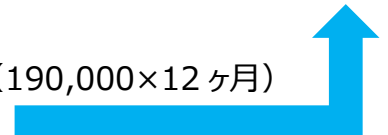
$$\text{①} \div (\text{②} \times \text{③})$$

185,500 円 → 1,202 円

190,000 円 → 1,231 円

【参考】時給換算

- ① 年間本給：2,226,000 円（185,500×12ヶ月）・2,280,000 円（190,000×12ヶ月）
- ② 年間労働日数：247 日
- ③ 1 日労働時間：7 時間 30 分 = 7.50



【今後のスケジュール】

9/24 水 分会評議員会にて審議の上、同日労使協議会にて正式合意 ➡ 組合 HP にて発信

報告事項

厚生労働省より発信された『令和7年地域別最低賃金改定及び発効年月日』に基づき、IMGUの最低賃金基準及びグループ各社の最低賃金を改定します。レオテックスにおけるフェロー社員・エルダーフェロー社員・メイト社員の対応は以下の通りです。

1) フェロー社員

・レオテックスにおいては、フェロー社員の時間給を「地域職種給」（北海道は一部「調整給」）の水準変更（+15円）により、以下の通りとします。

【現行】

東京	北海道	宮城
1,195円	1,040円	1,005円

【10月1日～改定】

東京	北海道	宮城
1,230円	1,075円	1,040円

2) エルダーフェロー社員（時給制）

・レオテックスにおいては、エルダーフェロー社員の時間給を「地域職種給」（北海道は一部「調整給」）の水準変更（+15円）により、以下の通りとします。

【現行】

東京	北海道	宮城
1,195円	1,040円	1,005円

【10月1日～改定】

東京	北海道	宮城
1,230円	1,075円	1,040円

+35円

+35円

+35円

3) メイト社員（首都圏勤務者）

・首都圏勤務（役割③）の190,000円以下の者は、個人成果給66ランク相当の190,500円（時給換算：1,234円）に調整します（10月1日付）。

■改定時期

・今回の改定時期は、公的最賃（地域別最低賃金）改定が、「東京：10/3 北海道・宮城：10/4」となっておりますが、わかりやすさと過去の改定時期を踏まえ、メイト社員も含め、**25年10月1日からの改定とする。**